

避難所における ペット同行避難対策推進の手引き



令和8年3月



はじめに

この手引きは、災害時のペット同行避難を円滑に実施するため、ペットを受け入れる避難所での飼養場所や飼養方法を定める際の道筋を示すことを目的としています。

また、市町村が中心となって避難所となる施設ごとの運営検討を行うことに加え、市町村と地域住民などが協働してペット同行避難対策に取り組む際の手引きとして、平時に活用することを想定しています。

手引きの構成

この手引きは、「本編」と「資料編」で構成しています。本編ではペット同行避難対策の全体像を示し、資料編では災害時の避難所におけるペット対応を整理した手順書のひな形と、研修や訓練の際に活用できる教材を掲載しています。

本編



避難所におけるペット同行避難対策推進の手引き

市町村がペットを受け入れる避難所で、事前に取り組むべき事項を体系的に整理しており、平時の備えや日常的な防災活動に幅広く活用することができます。

【第1章】 手引き作成の背景と基本原則

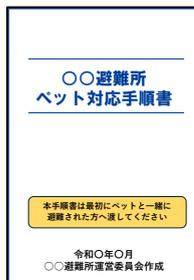
【第2章】 ペット同行避難に関する基本方針と住民への周知

【第3章】 ペットを受け入れる避難所で検討・準備すべき事項

【第4章】 地域のみんでペット同行避難対策を進めるための取組



資料編



〇〇避難所ペット対応手順書

災害時に避難所のペット対応で行うべきことがまとめられた標準的な手順書のひな形です。事前に検討した内容を反映することで、災害時に活用することができます。

ペットを受け入れる避難所で、事前に検討した内容を反映した上で使用することを想定したもので、具体的な手順は、この手引きを参考に避難所ごとで作成する必要があります。



研修・訓練計画例

ペットを受け入れる避難所で研修・訓練を実施する際に使用することを想定し、具体的な計画例をまとめた冊子です。避難所での研修・訓練を企画・実施する際に活用することができます。

本編の使い方

本編では、市町村が平時からペット同行避難体制を整備するために、基本原則と基本方針、避難所での具体的な準備、地域での取組を体系的に示しており、実務上生じる疑問に沿って必要な検討事項を参照できる構成としています。過去の災害におけるペット同行避難の問題と基本原則は第1章に、市町村の基本方針は第2章に示しています。また、ペットを受け入れる避難所で検討・準備すべき事項は第3章に、飼い主や地域住民が一体となって進める取組は第4章に記載しています。

過去の災害ではペットに関してどのような問題があったの？



第1章「手引き作成の背景と基本原則」へ

ペット同行避難に関する基本方針ってどうやって決めるの？



第2章「ペット同行避難に関する基本方針と住民への周知」へ

ペットを受け入れる避難所で具体的に何を考えればいいの？



第3章「ペットを受け入れる避難所で検討・準備すべき事項」へ

地域が一体となってペット同行避難対策を進めるにはどうしたらいいの？



第4章「地域みんなでペット同行避難対策を進めるための取組」へ

目次

はじめに	1
第1章 手引き作成の背景とペット同行避難対策の基本原則	6
1.手引き作成の背景	7
災害時におけるペット同行避難の現状と問題	7
ペット同行避難に関する考え方を踏まえた対策の必要性	8
2.ペット同行避難対策における基本原則	9
第2章 ペット同行避難に関する基本方針と住民への周知	12
1.受入対象施設	13
施設情報の整理	13
候補施設のリスク評価	14
受入対象施設の決定	14
2.受入対象とするペットの条件	15
対象となるペットの種類	15
飼養する上で必要となる条件	15
施設で受け入れる際に課す条件	16
受入対象とするペットの条件の決定	16
3.飼養場所を設営・運営する主体	17
飼養場所の設営主体(初動期)	17
飼養場所の運営主体(展開期)	18
飼い主の会の位置づけ	18
4.飼養場所等の設置・運営に係る整理事項	19
飼養場所等の選定・設営に関する考え方	19
飼養に関するルール	20
飼養場所の運営に関する作業内容	21
開設から閉鎖までの流れ	22
5.基本方針のとりまとめ	23
6.住民への周知	24
対象と内容	24
周知の方法	25

第3章 ペットを受け入れる避難所で検討・準備すべき事項	28
事前に検討することの全体像	29
1. 飼養場所の選定	30
避難所に関する資料の収集・確認	30
候補場所の洗い出し	30
飼養場所の設定	31
2. ペットの経路の設定	32
3. 飼い主受付の選定	32
4. 飼養場所の設営	33
5. 資材の確保	43
6. 飼い主の受付	44
7. 飼い主の会の運営	45
8. マニュアル等への反映	47
第4章 地域のみんでペット同行避難対策を進めるための取組	48
1. 住民向けの研修を行いましょ	49
研修の概要	49
研修の流れ	50
2. ワークショップを行いましょ	51
ワークショップの概要	51
ワークショップの流れ	52
3. ペット同行避難者の受入訓練を行いましょ	53
訓練の概要	53
訓練の流れ	54

第1章

手引き作成の背景と ペット同行避難対策の基本原則

第1章では、まず「手引き作成の背景」について説明し、続いて、ペット同行避難対策を進める上で、誰もが理解しておきたい「ペット同行避難対策に係る基本原則」を示します。

第1章の項目

主に次の2つの項目を確認し、背景と基本原則を理解しましょう。

項目
01

手引き作成の背景

項目
02

ペット同行避難対策における基本原則

1. 手引き作成の背景

ここでは、手引き作成の背景として、災害時におけるペット同行避難の問題と対策の必要性を、国の動向も踏まえて紹介します。

(1)災害時におけるペット同行避難の現状と問題

災害時において、飼い主がペットと共に避難しようとする行動は、近年の多くの災害で現実のものとなっています。ペットは飼い主にとって家族の一員であり、その存在を前提として避難行動を考えることは、飼い主自身の安全確保や円滑な避難誘導を図る上でも重要です。

一方で、ペットを受け入れるための対応や対策は必ずしも十分に整備されておらず、近年の災害現場では、主に次のような問題が起きました。

避難行動に関わる問題

- 市町村のペット同行避難の方針が明確でなく、ペットを連れて避難してよいか判断できない事例が見られた
- ペットを受け入れる避難所の情報が十分に伝わらず避難先選択に混乱が生じた
- 「同行避難」「同伴避難」等の用語が正しく理解されず、現場で認識のずれが生じた
- SNS等による誤情報の拡散により、同行避難ができないとの誤解が広がった

避難所におけるペット受入れに関わる問題

- 飼養場所が確保できず、ペットの受入れを断る避難所が生じた
- 統一的な運用ルールがなく、市町村内でも対応差が見られた
- 災害の種類による柔軟な対応ができず、自宅に戻るケースが生じた

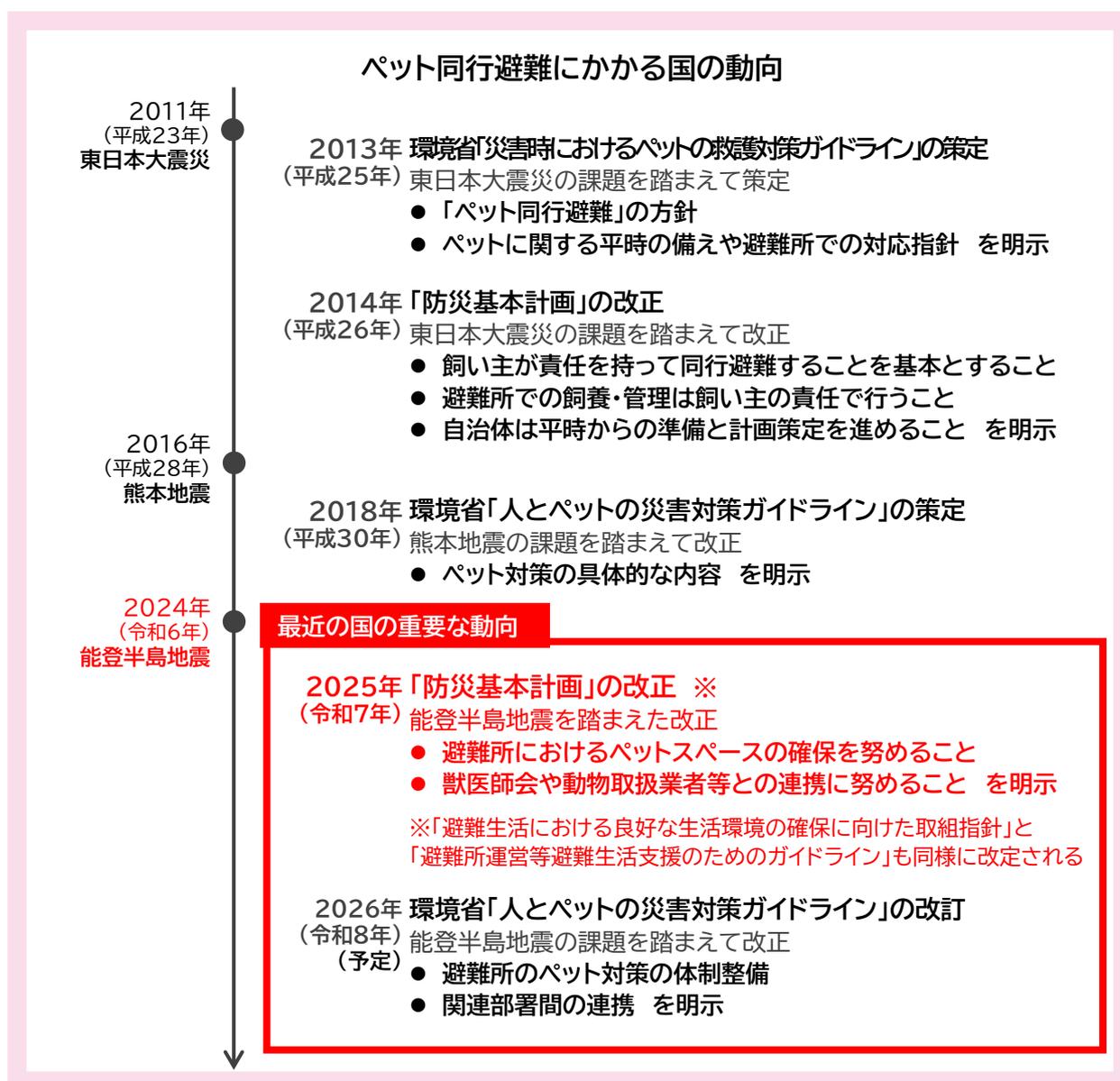
避難生活におけるペットに関する問題

- 不適切な糞尿処理や鳴き声などにより、避難所の生活環境が悪化した
- 動物が苦手な人やアレルギーを持つ人との間で、摩擦が生じた
- ペットをめぐり、一部の飼い主から過度な要望が寄せられた
- 周囲に対する遠慮から、車中泊や在宅避難へ移行する事例が見られた
- ペットの衰弱や逸走など、動物の適正飼養に関する問題が生じた

これらの問題は、放逐された犬や野良猫の増加などを招き、避難所やその周辺地域において、咬傷事故や糞尿による生活環境の悪化といった公衆衛生上の危害が発生した事例も見られました。

(2) ペット同行避難に関する考え方を踏まえた対策の必要性

国は、災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること(ペット同行避難)を基本的な考え方として位置づけ、飼い主とペットの安全確保を一体的に捉えた対策の必要性を示しています。「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」などにおいては、災害対応の経験を踏まえ、ペット同行避難に関する取組が位置づけられており、環境省が策定したガイドラインにおいても、ペットと共に避難することを前提に、避難所におけるペットスペースの確保や受入体制の整備を進めることが求められています。



このような国の考え方や施策の動向を踏まえ、県では「愛知県地域防災計画」や「愛知県避難生活支援マニュアル」を改定し、ペットに関する記載を追加しました。あわせて、令和6年度にペット同行避難対策をモデル的に実施し、一部の市町村と、飼い主の備えを主体としつつも、ペット同行避難対策を推進してきました。

市町村には、避難所の設置・運営する主体として、ペット同行避難に関する基本方針の明確化、避難所における受入方法や運用ルールの整理、住民や関係者への周知を計画的に進める役割が求められています。この手引きは、こうした取組を円滑に進めるため、市町村がペット同行避難対策を体系的かつ実践的に検討・実施する際の手引きとして位置づけるものです。

2. ペット同行避難対策における基本原則

過去の災害における教訓を踏まえ、市町村は、避難所におけるペット同行避難対策にあたり、以下の基本原則を理解しておく必要があります。

被災者が安心して避難できる体制の整備

災害時は、被災者が安心して避難生活を送れる環境の確保が必要です。飼い主がペットを理由に避難をためらうことがないように、ペットと共に安心して避難できる環境を提供することを基本とします。



多様な避難所利用者への配慮と適正飼養の両立

国の方針に基づき、ペット同行避難を基本とし、避難所でのペットの受入体制の整備を図ることとします。避難所はさまざまな避難者が共同で生活する場であるため、動物が苦手な人やアレルギーを持つ人など、他の避難所利用者への配慮を行い、理解を得ることが必要です。同時に、ペット自身の健康や安全に配慮した適正な飼養管理により、避難所全体の秩序・衛生・安全を図ることが求められます。こうした取組を両立して、良好な避難生活を送るための環境を確保することが重要です。

平時からの周知と実状に応じた柔軟な対応

災害が起きたときに避難所で混乱が生じないように、平時からペットの受入方針やルールを整理し、地域住民や関係機関などの関係者にしっかり伝えておくことが大切です。その上で、実際に災害が起きたときは、避難所の構造や被害の状況を考慮し、地域の実状に合わせた対応が必要です。



飼い主、避難所運営者、施設管理者など、それぞれの立場に応じた適切な役割分担

飼い主、避難所運営者(町内会・自治会等)、施設管理者、市町村、動物関係従事者などが、それぞれの役割を適切に果たすことが必要です。

飼い主の役割

避難所に避難した場合には、ペットの安全確保や適正な飼養管理については、飼い主自身で行うことを基本とし、避難所運営者と協力しながら、他の避難所利用者に配慮して共に生活する必要があります。なお、飼い主には、避難所以外の避難場所についても複数検討しておくことが望まれます。

適正飼養

避難所運営者(町内会・自治会等)の役割

避難所運営者の役割として、避難所へペットを受け入れるにあたり、避難所利用者が安心して過ごせる環境を整える立場で対応することが求められます。また、飼い主と協力しながら、避難所の円滑な運営に努める必要があります。

避難所全体の
円滑な運営

施設管理者の役割

施設管理者は、平時には施設の目的に合わせて設備を維持・管理し、衛生面・安全面を確保する役割を担います。災害時には、避難所運営者や市町村の担当者と連携し、避難所が適切に運営できるよう、避難所の環境整備を支援します。

施設の衛生・安全
の確保

市町村の役割

避難所における市町村の役割として、避難所利用者が安全に避難生活を送れるよう、ペットの受入れの仕組みを整備する必要があります。あわせて、関係者間の調整を行い、避難所全体の円滑な運営を図る必要があります。

受け入れる
仕組みを整える

動物関係従事者の役割

獣医師会、動物愛護センター、愛玩動物看護師、動物愛護推進員など、動物関係従事者の役割として、避難所(災害時)における適正な飼養管理や健康管理に関する専門的支援を基本とし、関係者と連携して必要な助言や協力を行います。

専門性をもった
助言や協力

第2章

ペット同行避難に関する 基本方針と住民への周知

第2章では、市町村において、「ペット同行避難に関する基本方針」を定めるために検討すべきこと、また、ペット同行避難に関して住民等に周知すべきことを示します。

第2章の検討・周知項目

市町村がペット同行避難体制を進めるために事前に定めておくべき事項を基本方針として整理するとともに、整理した基本方針を住民へ周知しましょう。

検討
01

受入対象施設

どこで、ペットを受け入れるか

検討
02

受入対象とするペットの条件

どのような動物を(何を)、受入れの対象とするか

検討
03

飼養場所を設営・運営する主体

誰が、飼養場所を設営・運営するのか

検討
04

飼養場所の設営・運営に係る整理事項

どのように、飼養場所を設営・運営するのか

検討
05

基本方針のとりまとめ

検討した結果をどのようにまとめるか

検討
06

住民への周知

何を、どのように住民へ周知するか

1. 受入対象施設

ペット同行避難に関する基本方針を定めるにあたり、市町村は、すべての避難所を一律に対象とするのではなく、施設の条件・安全性・構造等を踏まえて「ペットの受入れが可能な施設(受入対象施設)」を決める必要があります。

検討の進め方

- (1)施設情報の整理
- (2)候補施設のリスク評価
- (3)受入対象施設の決定

(1)施設情報の整理

地域内でペットの受入れに活用し得る施設の全体像を把握するため、避難所を含むさまざまな公共・民間施設に関する施設情報を幅広く収集・整理します。受入れの可否を判断する前段階で幅広い候補を把握しておくことで、市町村は後続の評価や選定を確かな 情報に基づいて進めることができます。

整理すべき事項と留意点

- この段階は、受入れの可否を判断するのではなく、「全体の候補」を洗い出す作業です。
- 避難所が必ず対象施設になるわけではないことに注意しましょう。
- 次の情報を整理し、ペット受入れの「候補となり得る施設」を把握します。

対象に含める施設の例

区分	場所
指定避難所	学校、公民館等
公共施設	市町村の未使用施設・旧校舎、防災倉庫併設施設
教育・研究施設	動物愛護センター、動物系の専門学校・大学、獣医師会関連施設
民間施設	ペットホテル・トリミング施設、動物病院、ペットショップ、物流倉庫・空きテナント

(2) 候補施設のリスク評価

(1)で整理した結果から、災害リスク及び施設特性を評価します。あわせて、洗い出した結果を地域別に整理します。

整理すべき事項と留意点

- 「洪水時には使用できないが地震時には使用可能」というように、災害種別によって評価が異なります。このような評価項目には、次のものが挙げられます。
 - 災害種別(地震・洪水・土砂災害等)による安全性
 - 建物構造・面積(ペット用区画が確保できるか)
 - 近隣環境(住宅密集地・騒音配慮の必要性等)
 - 水回り・換気・動線確保のしやすさ
 - 主要機能への影響(学校再開への支障等)
- 地域別(小学校区、地区、防災ブロック等)に整理して、地域ごとの受入れの傾向を可視化(把握)することで、「どの地域で受入体制を整えやすいか」、「受入れに適した施設が不足している地域はどこか」、「重点的に対策を進めるべき地域はどこか」といったことが把握できます。

(3) 受入対象施設の決定

(2)のリスク評価の結果を踏まえ、どの施設を受入対象施設とするか、決定します。

整理すべき事項と留意点

- 選定の基本方針
 - すべての避難所を受入対象施設にする必要はありません。
 - 施設条件に応じて対象を限定することもできます。(例:小中学校など一定規模の施設を中心に選定)
 - 避難所以外の施設を、ペットのみを受け入れる施設(一時預かり場所や動物保護施設)と整理することも可能です。
- 対象外とする例
 - スペースが極端に狭い施設
 - 構造上、騒音・臭気対策が困難な施設
 - 運営体制の確保が難しい施設
 - 学校再開が早期に求められる地域の校舎 など

※ 避難所でペットを受け入れない場合は、住民が誤解しないよう、受入対象施設を明確に周知することが必要です。

2. 受入対象とするペットの条件

ペット同行避難に関する基本方針では、受入対象施設に「すべてのペットを受け入れるのか」、「受け入れないペットは何なのか」、災害時に一貫した判断ができるようにするため、受入対象とするペットの条件についても考え方を示す必要があります。

検討の進め方

- (1)対象となるペットの種類
- (2)飼養する上で必要となる条件
- (3)施設で受け入れる際に課す条件
- (4)受入対象とするペットの条件の決定

(1)対象となるペットの種類

ペット同行避難の受入対象となり得る動物の種類や頭数について整理し、対象の全体像を把握しましょう。

整理すべき事項と留意点

- ペットとは、家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類、爬(は)虫類を指し、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含みません(環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」参照)。これらの動物種を基本に考えましょう。
- 両生類、魚類について考慮する場合は、受入対象施設での衛生確保や周囲への影響がないかを確認し、取扱いを検討しましょう。
- 地域の飼養状況の傾向を把握するため、市町村内にどの程度のペットが飼養されているか、最低限、犬の登録頭数は確認しておきましょう。

(2)飼養する上で必要となる条件

動物の適正な飼養にはさまざまな条件がありますが、災害時にはそのすべてを満たすことは困難です。そのため、安全な居場所を確保できる動物であるか、また、施設において生命維持が可能な動物であるかといった観点から検討しましょう。

整理すべき事項と留意点

- 動物種ごとに受入対象施設で飼養できる動物か、検討しましょう。
- 生命維持の最低条件として、安全な居場所の確保、逸走を防ぐ管理手段などが挙げられます。特に、両生類や魚類については、大量の水が必要です。
- 身体障害者補助犬などの使役犬はペットではありません。施設への受入れが原則です。
- 次の動物種については屋内での飼養が望ましいです。

屋内での飼養が望ましい動物

動物	理由
猫	環境変化・騒音・寒暖差に弱い、逸走リスクが高い
鳥類	寒暖差・風・粉塵に弱い、逸走リスクが高い
爬虫類	昼夜の温度差・湿度変化に弱い

(3) 施設で受け入れる際に課す条件

安全管理や避難所運営上の観点から、受け入れるペットに条件を課す場合もあります。市町村で一律の基準を設けるかどうか、検討しておきましょう。

整理すべき事項と留意点

- 条件には健康状態、しつけの状態、衛生管理の状態、マイクロチップの有無などが挙げられます。
- 人の生命・身体または財産に危害を加えるおそれのある闘犬などの犬種は、慎重に条件を検討しましょう。
- 施設内での感染症予防などのため、犬の狂犬病予防接種済みであることや、ノミ・ダニが駆除されていることが望まれます。ただし、飼い主の安全を確保する趣旨を考えると、接種の有無だけで受入れを判断せず、飼養場所の分離などで対応することが重要です。
- 対象外と判断する場合についても、飼い主がペットを野外に放逐してしまうことで、地域の安全や衛生環境にトラブルを生じさせないように注意喚起することが必要です。
- ペットに対して条件を設けることはできませんが、飼い主に対しては、飼い主が果たすべき責任に基づくもの以外、条件を設けることは原則認められません。

(4) 受入対象とするペットの条件の決定

市町村は、上記の検討を踏まえ、受入対象となるペットの条件に関する基本的な考え方を明らかにし、災害時に一貫した判断ができるようにします。

整理すべき事項と留意点

- 対象とした動物ごとに、ケージやリードなど、飼い主に持参を求めるものについても整理しておきましょう。
- この段階では、個々の動物の性質ではなく、どの「動物種」を受け入れるかという観点で検討します。なお、噛み癖のある犬など、個体ごとの特性によっては受入れが難しい場合があることも視野に入れ、平時の啓発の中で飼い主自らでも適切な預け場所を確保するよう促しましょう。

3. 飼養場所を設営・運営する主体

災害時においては、ペットへの対応が後回しになりやすい傾向があります。その結果、誰がペットの対応をするのかが不明確となり、後に混乱を招く場合があります。このため、平時から誰が主体となって飼養場所の設営や運営を行うのかを整理しておくことが重要です。

検討の進め方

- (1) 飼養場所の設営主体(初動期)
- (2) 飼養場所の運営主体(展開期)
- (3) 飼い主の会の位置づけ

(1) 飼養場所の設営主体(初動期)

発災直後の飼養場所の設営については、受入対象施設の飼養場所に加え、動物のみを保護するための施設(動物保護施設、屋外ケージ区画など)も対象として、誰が設営を行うかを事前に整理しておくことが重要です。

原則として、災害時においてもペットの管理は飼い主の責務であることから、飼養場所が避難所内にある場合や、避難所から通える距離にある場合など、飼い主がペットの近くにいる場合には、飼い主自身がペットの管理のため、飼養場所の設営に協力することを基本とします。

一方で、飼い主が近くにいない場合(動物保護施設など)や、やむを得ず対応できない状況がある場合(所有者不明の動物など)には、避難所運営者、協定事業者やボランティア等、誰が初動を担うかについて事前に検討しておく必要があります。

整理すべき事項と留意点

- 避難所運営者や市町村職員は、施設全体の運営や他の災害対応業務を担っており、ペット対応に専従することは困難であるため、ペットの飼養管理は飼い主が主体となっていくことが基本であることを、平時から周知しておくことが重要です。
- 発災時には、飼い主同士が協力して飼養場所の設営や受入れを進める主体となることを、事前に分かりやすく伝えておくことが大切です。
- 初動の段階で、避難所と動物専用施設のどちらに収容するかを判断できるよう、目安を設けておくことが望まれます。
- 飼い主不在の場合に、避難所内に一時保護するのか、動物保護施設へ搬送するのかといった判断基準も検討しておくことが望ましいです。

(2) 飼養場所の運営主体(展開期)

展開期(2日目～1週間程度)に移行した後、飼い主自らで飼養場所の管理ができる場合には、飼い主同士が協力しながら組織的に対応することが重要です。飼い主同士が無理のない範囲で役割分担を行い、作業をローテーションしながら支え合える体制が整うように、飼い主を支援することが大切です。

整理すべき事項と留意点

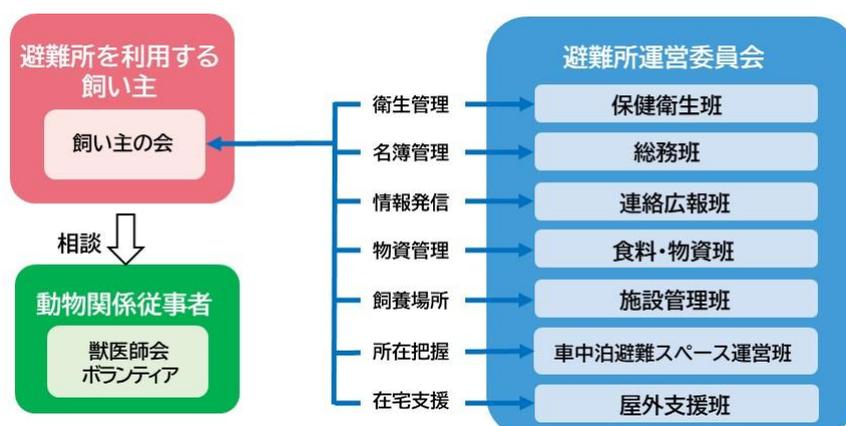
- 避難生活では、飼い主が自宅の片づけや手続きなどに出向くため、一時的にペットを飼養場所に預ける必要が生じることがあります。こうした場面に備えるためにも、飼い主同士が互いに支え合い、協力できる関係づくりが欠かせません。

(3) 飼い主の会の位置づけ

飼い主同士が協力して飼養場所を維持・管理するためには、日頃から連携しやすい体制づくりが重要です。その方法のひとつとして、「飼い主の会」を組織することが考えられます。避難所で立ち上げを支援する場合には、避難所運営委員会の各班と連携できるよう、組織化を促し、役割を明示することが必要です。飼い主の会は、避難所内や避難所から通える飼養場所において、飼い主同士が助け合うための仕組みとして位置づけられます。

整理すべき事項と留意点

- 飼い主の会は、ペット同行避難者による自主的な協力組織として活動します。
- 飼い主が協力してペットの飼養や管理を分担します。避難所運営委員会との連携を図り、各運営班と調整しながら管理作業を進めます。
- 飼い主の会では、1人に責任や負担が集中しないよう注意しましょう。
- 獣医師会やボランティアと連携し、健康管理や相談体制の確保に努めます。
- 避難所で立ち上げる場合、**飼い主も避難所利用者であることから、飼い主も避難所運営委員会に属すなど、避難所運営に飼い主が協力することが前提である**ことに注意しましょう。



4. 飼養場所等の設置・運営に係る整理事項

災害時に飼養場所を設置・運営するためには、ペットの受入れや管理に関して整理すべき事項が多岐にわたります。これらを各受入対象施設が個別に判断すると対応にばらつきが生じるおそれがあるため、市町村として基本的な基準を示すことが必要です。したがって、平時から飼養場所の設置・運営方法、飼い主が守るべきルール、関係者間の調整事項などを体系的に整理しておくことが求められます。

しかし、各施設で構造や状況が異なるため、飼養場所や設営方法を一律に定めることは困難です。そこで、具体的な場所の選定や設営方法は各施設で検討することとし、その際の判断基準となるよう、市町村として「どのような場所を飼養場所とするか」「どのように運営するか」といった方針を事前に明確にしておくことが重要です。

検討の進め方

- (1) 飼養場所等の選定・設営に関する考え方
- (2) 飼養に関するルール
- (3) 飼養場所の運営に関する作業内容
- (4) 開設から閉鎖までの流れ

(1) 飼養場所等の選定・設営に関する考え方

受入対象施設において、飼養場所、ペットも利用できる敷地や施設の出入口、及びそれらを結ぶ経路について、どこに設け、どのように設営するかという考え方を整理します。

整理すべき事項と留意点

- 他の施設利用者へ配慮し、動物が苦手な人やアレルギーを持つ人との接触を避けることが必要です。
- また、騒音や臭気が気にならない場所で、できるだけ飼い主が目の届く範囲で、安全かつ衛生的に管理できる場所が望ましいです。
- その上で、想定される動物の頭数や施設の状況に応じて、屋外・屋内、飼い主の生活場所と同じにするか・分けるかなど、実現可能な選択肢の中から最適な場所を選んでいくことが重要です。
- 設営方法についても、テントやケージ、ブルーシートなどの備蓄状況や、建築物の配置といった施設の状況を踏まえ、施設に応じて実施可能な方法で検討していく姿勢が必要です。
- 施設内の避難経路など、他の妨げにならない場所で検討することが必要です。

(2) 飼養に関するルール

飼い主一人一人がすべきこととして、飼養に関する基本的なルールについて、市町村の基準を作りましょう。

整理すべき事項と留意点

- 受入対象施設でのペットの飼い方については、事前に基本的な飼養ルールを決めることが必要です。
- 飼養ルールを事前に具体的に定めておくことで、施設内での混乱やトラブルを防ぐことができます。その際は、単なる「お願い」や個人の判断に任せる形ではなく、すべての飼い主が共通して守るべき明確なルールとして文書化しておくことが重要です。
- ルールを明文化することで、対応のばらつきを防ぎ、公平で円滑な運営につながります。

飼養ルール(例)

区分	作業
基本事項	<ul style="list-style-type: none">● ペットは、飼い主が責任をもって飼養することを原則とします。● 動物が苦手な人やアレルギーを持つ人へ配慮し、他の施設利用者の理解が得られるように適正飼養に努めましょう。● ペットによる苦情や危害の防止に努めてください。● 閉鎖時には飼養場所を利用したすべての飼い主が、協力して清掃を行い、原状復帰を行いましょ。
受付	<ul style="list-style-type: none">● 入居時に、ペット用名札をケージ等に付けてください。● 退去時にも、必ず受付にお知らせください。
運営	<ul style="list-style-type: none">● 飼い主同士で飼い主の会をつくり、飼養場所の運営に参加しましょう。
清掃	<ul style="list-style-type: none">● ペットの飼養場所は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。● 屋外の指定された場所で排便させ、決められた汚物の処理場所において適切に後始末を行ってください。
管理	<ul style="list-style-type: none">● ペットは指定された場所につなぐか、ケージなどで飼ってください。● ペットの食料は原則として飼い主が用意してください。また、給餌の時間を決め、その都度きれいに片付けてください。● 散歩や運動は、必ず指定された場所や方法で行ってください。● ペットの衣類や食器の清掃、ブラッシングやシャンプーは指定された場所や方法で行ってください。● 体調異常があれば、早めに獣医師の診察を受けてください。なお、巡回診療等の情報は掲示板でお知らせします。● 飼養困難な場合は、最寄りの動物病院や、獣医師会が設置する動物救護本部に相談してください。

(3) 飼養場所の運営に関する作業内容

毎日の飼養場所の運営方法を整理します。あわせて、飼養場所を維持・管理していくために、飼い主同士が協力して担う業務をまとめ、役割と手順を明確にします。

「飼い主の会」を運営主体とする場合もありますが、必ずしも会の形式にこだわらず、飼い主同士が助け合って運営できる形を基本とします。状況に合わせて、受入対象施設の責任者などと相談しながら必要な対応を進めることが重要です。

整理すべき事項と留意点

- 毎日の運営で行うことを朝・昼・晩それぞれの時間帯で想定し、必要な業務を整理します。
- 避難所内で飼養場所を設ける場合、各業務において避難所運営委員会と連携する事項についても確認し、円滑な運営につなげます。

飼い主が協力して行う業務と、避難所運営委員会の各運営班との連携例

区分	作業	連携する運営班
飼い主同士のミーティング	定期的に集まり、当番の不公平感等、運営上の課題について話し合い、改善を図る	—
避難所運営委員会との連絡・調整	避難所全体の運営会議に参加し、飼養場所の状況を報告する	総務班
飼い主とペットの名簿管理	飼い主の氏名、ペットの頭数などの情報を、名簿として管理し、情報を共有する。	総務班
苦情への対応	鳴き声や臭いに関する他の避難所利用者からの苦情を丁寧に聞き取り、必要な対策を講じる	保健衛生班 施設管理班など
掲示板の運営	ボランティアや獣医師の訪問予定、市町村からの連絡事項等を掲示し、情報共有を図る	連絡広報班
支援物資の調達・配布	届いた動物用支援物資を平等に分配し、在庫が少なくなったら避難所運営委員会へ要請する	食料物資班
清掃作業	飼養場所、ペットの経路、排泄場所の清掃スケジュールを作成・実施する	保健衛生班
見回り活動	感染症(下痢など)の兆候がないか確認し、異常があれば隔離スペースへの移動を検討する	保健衛生班
車中泊ペット避難の運営管理	車中泊受付情報の共有、ペット連れ区画の配置調整、逸走などのトラブル対応を行う。	車中泊避難スペース運営(駐車場管理)班
在宅避難への支援	ボランティアや獣医師の訪問予定、支援物資の配給、市町村からの連絡事項等の情報提供を行う。	屋外支援班

(4)開設から閉鎖までの流れ

飼養場所を円滑に運営するためには、開設から閉鎖までの全体的な流れを整理しておくことが不可欠です。これにより、状況に応じた柔軟な運営が可能となり、受入対象施設が避難所の場合では、避難所全体の運営とも連携しやすくなります。

整理すべき事項と留意点

- 災害規模や避難者数、動物数に応じて柔軟な運用ができるようにし、市町村内のすべての受入対象施設で適用可能な作業内容を検討します。
- 受入対象施設が避難所の場合、ペットの飼養に関する設営・運営と、避難所全体の開設・運営が連携して取り組める内容となるよう、市町村の避難所マニュアルとの連動を図ります。

開設から閉鎖までの流れ(例)



5. 基本方針のとりまとめ

これまでの検討結果を明文化し、市町村としての基本方針として取りまとめることで、平時において各受入対象施設が検討を進める際に、前提となる考え方を示すことができます。また、災害時においても、ペット同行避難に関する市町村の考え方を、迅速に伝えることができます。

整理すべき事項と留意点

- ペット同行避難に関して、受入対象施設の間で体制に差が生じないように、市町村の基本方針を明確にしておきましょう。
- 基本方針を、現行の避難所運営マニュアルへ反映しましょう。
- 「資料編 ○○避難所ペット対応手順書」を参考に、基本方針に基づいた受入対象施設向けのペット対応手順書のひな形を作成し、配布することも検討しましょう。

市町村における ペット同行避難に関する基本方針(例)

基本方針

1.受入対象施設(どこで?)

市町村が決定した「**ペット同行避難が可能な施設**」については(別紙)のとおりとし、これらの施設においては、可能な限りペットの受入れを行う。

2.受入対象とするペットの条件(何を?)

受入対象施設では、**家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類・爬虫類を受け入れる**。ただし、牛や馬などの大型動物や、特定動物・特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は、受け入れない。

3.飼養場所を設営・運営する主体(誰が?)

災害時は人命救助や施設全体の運営に多くの職員が割かれるため、ペットに関する管理を市町村が単独で担うことは現実的ではない。したがって、**飼い主が互いに協力し合い、設営・運営することを原則**とする。

4.飼養場所等の設置・運営に係る整理事項(どうやって?)

飼養場所・ペットの経路・飼い主受付は施設ごとで検討する。その際には、**他の施設利用者に配慮して接触を避けられる場所**とし、動物数や施設状況に応じて適切な飼養場所を選び、**現状の備蓄資材や施設構造で対応可能な設営方法**を検討すること。(ただし、「○○避難所では飼い主とペットが同じ場所で生活する」、「飼養場所は一律屋外とする」など。)

また、飼養場所の運営方法や各飼い主が守るべき飼養ルールについては、本手順書を基本とする。

6. 住民への周知

災害時の混乱を防ぐためには、事前に基本方針を住民へ周知するとともに、受入対象施設が避難所の場合は、避難所でのペット受入れについて住民の理解を得られるよう、丁寧に情報提供することが大切です。また、飼い主に対しては、迅速な避難を行うため、平時の備えを併せて啓発することが重要です。

検討の進め方

- (1)対象と内容
- (2)周知の方法

(1)対象と内容

ペット同行避難に関して、周知する対象者を明確にします。

また、住民や関係者が理解すべき事項を整理し、対象者によって周知する内容として明確化します。

整理すべき事項と留意点

- 周知すべき主な内容は、以下のように整理できます。

区分	飼い主	ペットを飼っていない方	避難所運営者・施設管理者
ペット同行避難の必要性	○	○	○
ペット同行避難対策における基本原則	○	○	○
ペット同行避難が可能な施設	○	○	○
受入対象とするペットの条件	○	○	○
飼養場所を設営・運営する主体	○	○	○
飼養場所等の設営・運営に係る整理事項	○		○
飼い主に求められる平時からの備え	○		

(2)周知の方法

周知方法を組み合わせて効果的に周知します。

整理すべき事項と留意点

- 一度きりの周知で終わらずに、定期的な周知を行います。
- 主な周知の方法・手段は以下のとおりです。

【紙媒体・印刷物】

- 市町村広報誌 : 毎月の広報にペット同行避難対策の特集ページを設ける。
- チラシ・ポスター : 公共施設(役所・図書館・動物病院・スーパーなど)に掲示。
- 防災ハンドブック : ペット同行避難対策のページを設ける。

【デジタル媒体・インターネット】

- HP : ペット同行避難対策に関するページを設ける。
- SNS : 定期的に市町村アカウントからペット同行避難対策に関する発信を行う。

【イベント等】

- 地域イベントや講習会 : 専門家(獣医師や有識者)を招いて講習会を実施する。
- 防災訓練 : 防災訓練の中でペット同行避難対策を啓発する。

参照 資料編 研修・訓練計画例「教材1-2 案内チラシ」など



コラム

獣医師会と連携した周知の重要性

公益社団法人愛知県獣医師会及び公益社団法人名古屋市獣医師会では、災害時に「相談窓口の設置」や「避難所での飼い主への支援」、「被災した飼い主のペットの一時預かり」など、動物の救護活動を行います。

また、平時においても、飼い主に対して災害時の備えに関する啓発活動を行っていることから、住民に向けて啓発を行う際には、どのような内容で、どのように伝えと効果的かについて、獣医師会にも相談しながら進めるとよいでしょう。

飼い主に求められる平時からの備え

災害時にペットと共に安全に避難するためには、平時からの備えが欠かせません。飼い主自身の安全確保をはじめ、ペットの適正な管理や避難先の確保、地域との日頃からのつながりづくりなど、日常の取組が非常時の安心につながります。

【平時からの備え】

- 飼い主自身の安全確保を最優先に考える。
- ペット同行避難を前提に、ペットの身元表示・備蓄・しつけ・健康管理を整えておく。
- 避難所の他に、避難所以外の避難先や預け先を複数確保しておく。
- 日頃から地域や飼い主同士で助け合える関係づくりを進めておく。

愛知県では、飼い主が平時からしておくべきことについて啓発をしています。特に、2025年度には「ペット同行避難普及街頭キャンペーン」を実施し、県内各地で積極的に啓発を行いました。



飼い主の安全が最優先

飼い主自身が無事でなければ、ペットを救うこともお世話を続けることも出来ません。



ペットの災害対策も飼い主の責任

避難先でペットを受け入れてもらうためには、日頃の備えが重要です。



地域の「ペット友」と助け合う

ペット仲間でお互いを助け合えるよう、普段から仲の良い関係性作りを。

ペット同行避難の日頃の備え



遊護ルートをペットと歩く



複数の避難先を決めておく



マイクロチップと迷子札の装着



フード・水は5日以上
(できれば30日以上)



ケージ慣れと基本のしつけ



ワクチンの接種と記録

街頭キャンペーンで使用したポスターパネルなどはこちらからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/saigaitaisaku/petcampaign.html>

また、愛知県被災動物対策連絡協議会では、「平常時における被災動物マニュアル<普及版>」により、飼い主に求められる平時からの備えについて、分かりやすくまとめています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000067493.html>

なお、研修・訓練計画例の教材1-4もご参照ください。

第3章

ペットを受け入れる避難所で 検討・準備すべき事項

第2章で市町村が選定した「受入対象施設」であっても、施設の構造や周辺環境、運営体制には違いがあります。そのため、どのような受入れや管理が可能かについては、それぞれの施設に応じた検討が必要です。また、災害発生時の負担を軽減するためにも、市町村が定めた基本方針を踏まえ、事前に考えておくことが重要です。

そこで第3章では、受入対象施設のうち、**特に避難所において、事前に検討しておくべき内容を示します。**

なお、検討にあたっては、飼い主や地元獣医師会などの参画を求めることも効果的です。

第3章の検討項目

主に次の8つの項目について、避難所の特性を踏まえて検討しましょう。

検討
01

飼養場所の選定

どこでペットを安全に飼養するか

検討
05

資材の確保

どんな資材が飼養に必要なか

検討
02

ペットの経路の設定

ペットが通行してよい経路をどこに設定するか

検討
06

飼い主の受付

どのような手順で飼い主とペットを受け入れるか

検討
03

飼い主受付の選定

どこで飼い主とペットを受け付けるか

検討
07

飼い主の会の運営

どのように飼養場所を組織的に運営するか

検討
04

飼養場所の設営

どのように設営して環境を整えるか

検討
08

マニュアル等への反映

どのように検討結果をまとめるか

事前に検討することの全体像

下図は、避難所にペットを受け入れ、一定期間の飼養管理を行う際に必要な対応の流れを示したものです。このうち、特に事前の検討が必要な作業について、検討を行います。

■ 事前に検討が必要な対応 □ 必要に応じて、事前に検討すべき対応

避難所におけるペット対応の流れ



※事前検討にあたっては、8・9・10の後に行う。

1. 飼養場所の選定

ペットを避難所に安全かつ円滑に受け入れるため、ペットの飼養場所を事前に決めておくことは、最も重要なことの1つです。基本原則や市町村の基本方針を踏まえ、事前に検討しましょう。

検討の進め方

- (1) 避難所に関する資料の収集・確認
- (2) 候補場所の洗い出し
- (3) 飼養場所の設定

(1) 避難所に関する資料の収集・確認

ペットを受け入れる避難所での「現行の避難所運営マニュアル」と「建物の図面」を収集し、避難所をどのように設営することになっているかを確認します。

整理すべき事項と留意点

- 現行の避難所のマニュアルでは、ペットに関する取扱いがどのように規定されているか確認しましょう。
- 建物の図面では、施設の空間を避難所としてどのように活用する予定か確認しましょう。

(2) 候補場所の洗い出し

避難所に関する資料をもとに、ペットの飼養に適していると考えられる場所について、実際の避難所運営を想定しながら、複数の候補場所を洗い出していきます。

なお、洗い出しは現地の状況を確認しながら行いましょう。

飼養場所の例

【屋外】

- 屋外倉庫
- 遊具
- サッカーゴール
- プールサイド
- 駐輪場
- 部室 など

【屋内】

- 更衣室
- 渡り廊下
- 特別教室
- 昇降口
- 職員用玄関
- 建物内廊下 など

コラム

避難場所と避難所が同じ場合のペット同行避難者への対応

ペットの受入対象施設が「指定避難所」と「指定緊急避難場所」を兼ねる場合、発災直後にはペットを連れた多くの飼い主が一齐に集まることが想定されます。こうした場面では、まず人の安全確保を最優先とし、事前に選定した飼養場所とは別に、グラウンドや昇降口などで一時的に飼い主を受け入れる対応が求められます。

その後、状況が落ち着いた段階で受入体制を整え、避難所には自宅が被害に遭い居住が困難な方や要配慮者を優先して収容し、自宅が無事な方には在宅避難へ切り替えていただくなど、状況に応じた柔軟な判断が求められることもあります。

整理すべき事項と留意点

「飼い主」「避難所運営者」「施設管理者」それぞれの視点から、動物が苦手な人の視点も加えながら、特定の意見に偏らないよう留意し、適切な飼養場所の候補を検討しましょう。
なお、各視点からのポイントは以下のとおりです。

飼養場所の確認のポイント

視点	確認のポイント
飼い主	<ul style="list-style-type: none">● 雨や風、日差しがさえぎられること● 飼い主の居住スペースと比較的近いこと● ケージの設置や、柱などへの係留ができること● 動物の種類ごとにパーテーションなどで区画できること● 飼い主以外の者への立入規制が行いやすいこと● 水回りが近いこと● 鉄道・幹線道路などから離れた静かな場所であること● 季節・気候により、屋外と屋内の使い分けができること
避難所運営者	<ul style="list-style-type: none">● 鳴き声や臭い、抜け毛が人の生活場所に届かないこと（近隣の住宅等も含む）● 避難所運営の妨げにならない場所であること● 他の避難所利用者やペットとの接触が避けられること● 逸走防止対策ができること
施設管理者	<ul style="list-style-type: none">● 施設の業務再開を阻害しないこと● 掃除がしやすく、原状復帰しやすいこと

(3) 飼養場所の設定

洗い出したペットの飼養場所の候補について、現地調査の結果をもとに、最終的に飼養する場所を決定します。「飼い主」「避難所運営者」「施設管理者」それぞれの観点から、場所が適切に検討されているかを確認し、飼養場所として選定します。

整理すべき事項と留意点

- 特定の意見に偏らず、既存の施設で対応できる範囲で決めましょう。すべての確認ポイントを満たす必要はありません。
- 犬と猫を同じ場所にするかなど、動物種ごとの特性を踏まえて検討しましょう。
- 飼養場所は一か所に限らず、利用不能時や分散が必要な場合に備えて複数確保しましょう。
- 避難生活の進行により移動や集約が必要になることもあるため、時間経過による条件の変化も考慮しましょう。
- 犬は可・猫は不可など種別の違い、季節や災害種別による適否の違いなど、条件により判断が分かれる点にも考慮しましょう。
- 候補地に隣接する住民の方とも話しあい、決定しましょう。

2. ペットの経路の設定

避難所の建物や敷地の出入口から飼養場所まで、飼い主とペットが避難所内をどのように移動するか、ペットが通行しても良い場所を事前に経路を設定します。

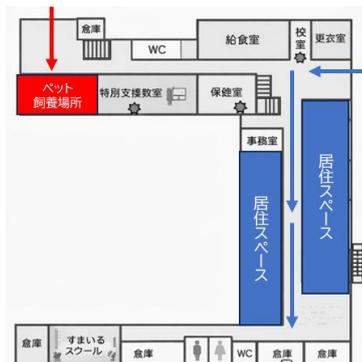
混雑やトラブルの発生を防ぐため、ペットと他の避難所利用者との経路ができるだけ交差しないようにしましょう。

整理すべき事項と留意点

- ペットの経路はペット専用の場所ではなく、ペットの存在を許す場所として考えましょう。
- ペットの経路には、ペットが通る場所であることを他の避難所利用者が分かるように掲示をしましょう。

- 飼い主とペットの経路
- 他の避難所利用者の経路

経路の設定イメージ



3. 飼い主受付の選定

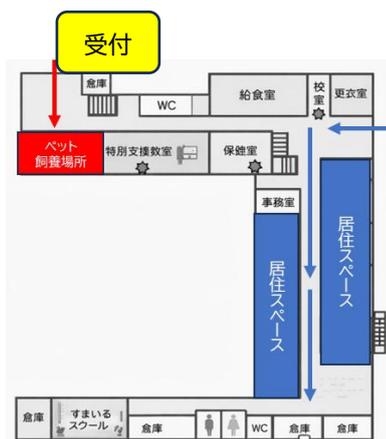
飼い主が連れてきたペットを適切に受け付けられるよう、飼い主受付を適切な場所を選定します。設置場所は、できるだけ避難所受付とは分け、ペットの経路上に設置しましょう。建物や敷地の入口付近などを基本とし、建物の奥まった場所は避けるようにします。

なお、状況によっては、ペットの経路から離れた場所や飼い主受付と避難所受付を同一の場所に設置する場合があります。その場合は、他の避難所利用者と過度に近接しないよう配慮しましょう。

整理すべき事項と留意点

- 正面入口付近や駐車場側の入口、昇降口や看板のある場所など、直感的に分かりやすい位置に設置することが望ましいです。
- 飼養場所へ誘導しやすいように、できるだけ見通しが良い場所を選ぶことが望ましいです。
- 飼い主受付と避難所受付を同一の場所に設置する場合は、受付機を分ける、避難所利用者の居室スペースへの経路とペットの経路を分岐させる、ペットの一時置き場を設けるなどの工夫を行いましょう。

経路と飼い主受付の設定イメージ



4. 飼養場所の設営

飼養場所が決定した段階で、人とペットが共に安全で衛生的に過ごせる環境を確保するため、区画の配置、動線、衛生管理、備品配置など、必要な設営・整備方法を検討します。

整理すべき事項と留意点

- 選定したペットを飼養する場所の普段の状態に応じて、「1. 飼養場所の選定」で示した「飼い主」「避難所運営者」「施設管理者」という3つの視点を踏まえ、ペットを飼養するための場所として設営内容を検討しましょう。
- 最低限、ペットの逸走防止を行うとともに、飼い主以外の立入制限を行いましょ。
- 逸走防止には、ペットを囲いの中で繋ぐ(ケージに入れる)、二重扉を設けるなど、逃げ出しを防ぐための繋ぎ、囲い、仕切りなどを組み合わせると効果的です。
- 限られた状況でも工夫して、温度・換気・光環境を整え、ペットの生命維持とともに周囲への環境に配慮しましょう。
- なお、設営方法を決めた後に、ペットの保管方法(ケージにいれる、係留する、など)を決めることで、受け入れられるペットのおおよその頭数が分かります。

具体的な対応例

場所の条件	設営・整備のポイント
屋外の場合	<ul style="list-style-type: none">● テントやシェードを設置し、日除け・雨除け・風除けを確保する● 地面にブルーシートや防水シートを敷く● ケージを並べて一定の距離を確保する● 柵やカラーコーンで周囲を区画し、他の避難所利用者の経路と分離する● 夜間の安全確保のために照明を設置する
屋内の場合	<ul style="list-style-type: none">● フロアにペットシートや防水シートを敷く● ケージごとに区画を明確にし、通路を確保する● 消毒液・清掃用品を常備する

駐輪場の物を移動させてブルーシートで囲い活用。



駐輪場の物を移動させてブルーシートを敷いて活用。



事例

体育館軒下の事例

体育館の軒下でブルーシートを敷いた上にポップアップテントを設置して活用



事例

体育館軒下の事例

体育館の軒下でブルーシートを敷いた上にポップアップテントを設置して活用



雨風が避けられるところで、ブルーシートを敷いて活用。



渡り廊下にブルーシートを敷いて活用。



事例

倉庫の事例

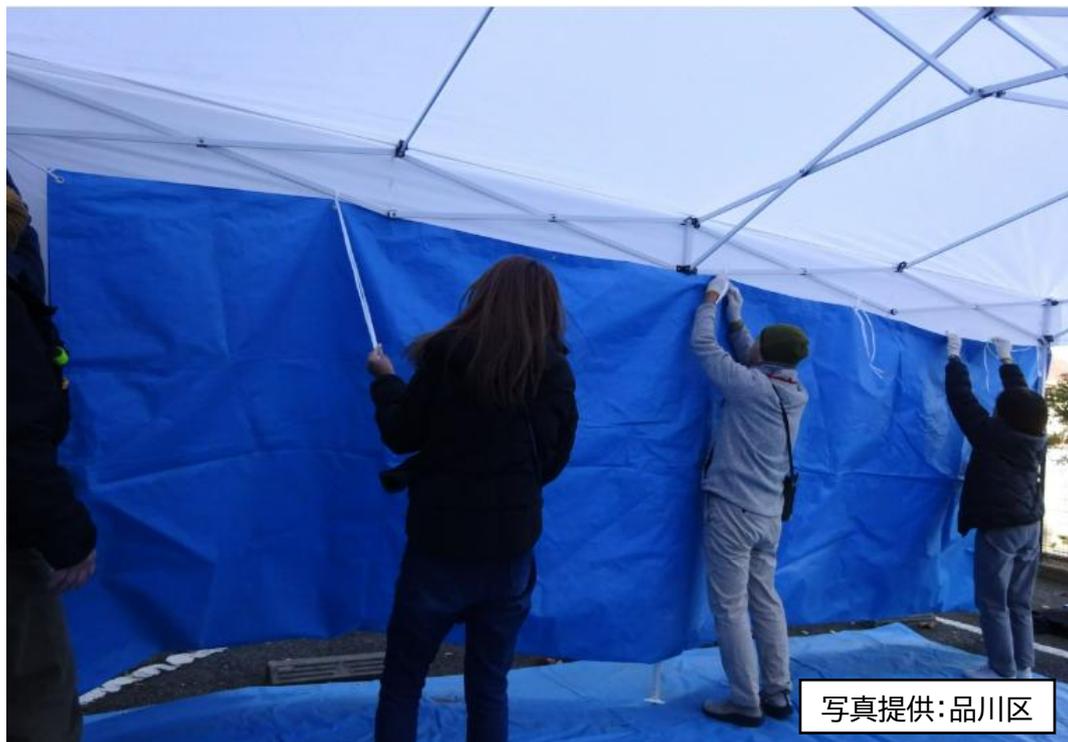
倉庫内にポップアップテントを設置して活用。



事例

運動会などのイベント用テントの事例

学校の催事用テントにブルーシートをかけて活用。



事例 部室の事例

更衣室にブルーシートを敷いて活用。



© 愛知県、場所：名古屋市

事例 更衣室の事例

更衣室のロッカーにケージを置いて活用。



写真提供：品川区

事例 ピロティの事例

ボールネットにブルーシートをかけて活用。



事例 ペット用テントの事例

ピロティにペット用テントを設置して活用。



事例

プールサイドの事例

プールサイドにブルーシートをかけて活用。



事例

卓球台活用の事例

使われなくなった卓球台を活用



事例

遊具の事例

遊具やボールネットにブルーシートをかけて活用。



事例

遊具の事例

遊具にブルーシートをかけて活用。



事例

体育館の事例(同室飼養)

体育館をブルーシートで養生してポップアップテントを設置し、同室飼養が可能な場所として活用。



写真提供: 犬山市

事例

教室の事例(同室飼養)

教室内をブルーシートで養生してポップアップテントを設置し、同室飼養が可能な場所として活用。



© 愛知県、場所: 豊明市

5. 資材の確保

飼養場所の設営や飼養管理に必要な資材の検討を行います。設営方法によっては新たな資材が必要となる場合がありますが、レイアウトや設営条件に応じて、最低限必要な資材を検討しましょう。

整理すべき事項と留意点

- 必要な資材については、飼い主同士で持ち寄ることを基本としましょう。
- 避難所を衛生的に保ち、安全な環境を確保するためには、一定数の資材は必要です。
- 保管方法については、避難所で備蓄するのか、災害時に飼い主が持参するのか、整理しておく必要があります。
- 愛知県では、訓練により次の資材が有効であることを確認しました。

愛知県のモデル事業による訓練で有効とされた資材

【ペット保管用品】

- 折り畳み動物用ケージ
- ワイヤ入りリード
- 係留用チェーン
- カラビナ
- 洗濯ネット
- 立入禁止用ロープ 等

【清掃・衛生用品】

- ビニール袋
- ペット用ドライシャンプー
- ペット用タオル
- ペットシーツ
- 折り畳みバケツ
- 塩素系漂白剤
- ちりとり/ほうき
- ブルーシート 等

【その他】

- ブルーシート
- 養生テープ
- ガムテープ
- ハサミ/カッター
- ビニールひも
- 白紙の紙(掲示用)
- 油性ペン
- 工具 等

事例 コンテナハウス / ペット用テントの活用事例

愛知県では、2024年度に県内の一部市町と連携し、飼養場所として「コンテナハウス」及び「ペット用テント」の活用について、効果や課題を検証しました。

① コンテナハウスの活用

エアコン、換気扇、二重扉を備えたコンテナハウスを飼養場所として検証したところ、適切な飼養環境や逸走防止対策が確保されたことから、飼養場所としての有効性のほか、飼い主とペットが同じ個室内に避難できる施設として確認しました。



② ペット用テントの活用

飼養場所として窓と二重扉を備えた6面テントを検証したところ、ペットを受け入れる避難所に1基でも備えることができれば、飼養場所の選択肢が広がり、避難所運営全体の円滑化に貢献することを確認しました。



6. 飼い主の受付

避難所では飼い主とペットの情報を迅速かつ確実に把握し、安全に受け入れるため、飼い主の受付を行います。

受付では、飼い主に聞き取る内容として、ペットの種類・頭数・健康状態などを確認し、必要事項を飼い主に記入してもらいます。その後、飼い主に伝える内容として飼養ルールを説明した後、飼養場所まで案内して、飼い主が安心して避難生活を始められるよう支援します。

これらが円滑に行えるように、受付手順を事前に検討しましょう。

整理すべき事項と留意点

- 具体的な手順は「資料編1 ○○避難所ペット対応手順書」の飼い主受付マニュアル（様式05-1）を参考にしましょう。
- 飼い主から聞き取る内容については、受入れに必要なことのみに行きましょう。
- 飼い主へ伝える飼養ルールについては、市町村の基本方針を基に、必要なことを追加しましょう。
- 飼い主が避難所の共用スペースを利用する際は、ペットを直接連れ込まない場合であっても、アレルギーに配慮し、ペット用の物品を持ち込まないことを基本とします。
- その他に、排泄場所やその運営方法などについても、事前検討が必要です。
- 飼い主受付では、円滑な受入れを行うことを第一に考えましょう。ペットの健康状態が悪いなどの個別対応が必要な場合も、受け入れるための最低限の処置をして、受入れ後に検討するようにしましょう。

聞き取り内容と対応例

項目	検討内容	対応例
動物種	犬・猫・鳥の基本的な取扱方法	飼養場所内で種別毎に区画分け、すべてケージ、犬の一部はつなぎ、など
大きさ・種類	大型の動物、小型の動物の取扱方法	大型のケージを備蓄する、係留する、など
性別	オス・メス・去勢避妊済の取扱方法	オスは「メスや去勢避妊済」と空間分け、オス同士は間隔分け、など
頭数	最大飼養頭数の目安	動物種ごとや保管方法ごとに目安をたてる、など
健康状態	ワクチン未接種、ケガをしている場合の取扱方法	飼養場所内で区画分けをする、など
攻撃性・行動特性	咬み癖がある犬、威嚇行動を示す動物の取扱方法	飼い主に口輪をつけさせる、ケージに入れさせる、など
環境への影響	鳴き声、においの強い動物の取扱方法	ケージに入れた後にケージごと段ボールを被せる（但し換気、暑さには注意）、など
繁殖・生理	発情、妊娠している動物の取扱方法	発情している動物は発情が収まるまで隔離する、妊娠している動物は飼い主にできるだけ早く預け先を見つけさせる、など
多頭飼養	多頭飼いされている動物（10頭以上）の考え方	飼い主にできるだけ早く預け先を見つけさせる、など
特殊環境	保温器具等が必須な動物など、特殊な対応が必要な場合	飼い主にできるだけ早く預け先を見つけさせる、など

飼養ルールの検討内容と対応例

項目	検討内容	対応例
排泄場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所内に設けるか。 ● 設ける場合、他の避難所利用者から死角となる場所はあるか。 	他の避難所利用者の死角となる場所で排泄させる、など
被毛・糞尿の処理	<ul style="list-style-type: none"> ● どこに集めるか。 ● どのように保管するか。 ● どうやって処理するか。 	介護用防臭ポリ袋などを活用し、ポリバケツ内に被毛と糞尿は別にして、し尿処理が始まるまで保管する、など
散歩場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所敷地内に設けるか。 ● 設ける場合、他の避難所利用者が生活する場所と散歩場所を分けられるか。 	避難所の外周など安全な場所で散歩させる、など
屋内の運動場所 (特に猫の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋内などの閉鎖空間で運動させられるか。 ● 運動中はどの程度の頭数を運動させるか。 ● 運動中は誰がどのように管理するか。 	時間を決めて飼養する部屋の中で猫を遊ばせる、飼い主がいるペットのみを部屋の中で運動させる、飼い主はペットを運動させる際は、カギをかけ、逸走しないよう管理する、など
ペットの清潔管理	<ul style="list-style-type: none"> ● ペットの衣類はどこでどのように洗濯するか。 ● ペットの洗淨はどこでどのように行うか。 	ペット用の洗濯・洗淨場所を決める、洗濯については手洗い、可能であれば洗濯機を専用にする、ペットの洗淨はボディタオルで拭き、可能であればシャンプーを行う、など
隔離場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の飼養場所が確保できるか 	飼養場所内の区画分けで対応する、など

7. 飼い主の会の運営

ペットを受け入れた後、毎日の飼養場所の運営については、飼い主の会などによる組織的な運営が望まれます。市町村の基本方針を基に、ペットを受け入れる避難所での、飼い主の会の具体的な役割や業務内容を事前に検討しましょう。

整理すべき事項と留意点

- 飼い主の会の運営では、避難所運営委員会と連携を密にし、情報共有を円滑に行うことが重要です。
- また、定期的なミーティングによる課題共有、苦情への丁寧な対応、掲示板等を活用した情報発信などを行い、飼い主同士の協力体制を維持することが求められます。

コラム

動物救護本部

公益社団法人愛知県獣医師会では、災害時に動物救護本部を設置し、相談窓口の設置、避難所の巡回診療などの飼い主への支援、被災した飼い主のペットの一時預かり、診療可能な動物病院などの情報発信を行います。(相談窓口の連絡先: 052-961-3435 (愛知県獣医師会))

飼養場所の運営時における作業内容と検討の視点

項目	作業	検討の視点
避難所運営委員会との連絡・調整	避難所全体の運営会議に参加し、飼養場所の状況を報告する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 飼養場所の状況をどの頻度で報告するか ● 何を報告するか(頭数、トラブル、物資状況など)
飼い主同士のミーティング	定期的に集まり、当番の不公平感等、運営上の課題について話し合い、改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催頻度・参加対象をどうするか ● 決定事項の共有方法をどうするか
飼い主とペットの名簿管理	飼い主の氏名、ペットの頭数などの情報を、名簿として管理し、情報を共有する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 名簿の管理はどうするか ● 情報共有の頻度はどれくらいか
苦情への対応	苦情を丁寧に聞き取り、飼い主へ必要な対策を指示し、協力して対応するとともに、再発防止策をすべての飼い主へ周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情受付窓口と対応責任者をどうするか ● 他の避難所利用者への説明・理解促進をどうするか
掲示板の運営	ボランティアや獣医師の訪問予定、市町村からの連絡事項等を掲示し、情報共有を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ● 掲示板にどのような情報を掲載するか ● 掲示板をどこに設置するか
支援物資の調達・配布	届いたフードやペットシートを平等に分配し、在庫が少なくなったら避難所運営委員会へ要請する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 配布基準(公平性)をどうするか ● 物資不足時の要請手順をどうするか ● ただちに配らず、告知期間を設けるか ● 在宅避難者への対応をどうするか
清掃作業	飼養場所、ペットの経路、トイレエリアの清掃スケジュールの作成と実施をする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃範囲をどうするか ● ごみ・排泄物の処理方法をどうするか
見回り活動	逸走していないか、リードが絡まって動けなくなっていないかなど、異常をいち早く発見する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 見回りの頻度・時間帯をどうするか ● 夜間や人手不足時の対応方法をどうするか
車中泊ペット避難の運営管理	車中泊受付情報の避難所運営委員会との共有、ペット連れ区画の配置調整、逸走などのトラブル対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● どのように情報共有するか ● 逸走時の捜索手順や連絡先をどうするか
在宅避難への支援	ボランティアや獣医師の訪問予定、支援物資の配給、市町村からの連絡事項等の情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● どのように在宅避難者へ連絡するか ● どのように在宅避難者のニーズを把握するか
個別対応が必要なペットへのフォローアップ	飼い主の一時不在、体調不良、鳴き続ける、妊娠、多頭飼養など、支援を必要とする飼い主に対して適切なサポートを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時不在にする飼い主に聞いておくことは何か ● 獣医師や動物救護本部とはどのように相談するか ● ボランティアの要請や一時預かり先はどのように見つけるか。

8. マニュアル等への反映

これまで検討してきた内容を、ペットを受け入れる避難所の現行の避難所運営マニュアルなどに反映しましょう。

「資料編 ○○避難所ペット対応手順書」を使用して取りまとめることもできます。

整理すべき事項と留意点

- 「○○避難所ペット対応手順書」には、ペットを受け入れる避難所において内容の調整が必要な箇所に黄色のマーカーを付しています。実際の運営状況に合わせて、必要に応じて編集してご活用ください。
- 既に避難所マニュアルを作成している場合は、手順書の内容のみを活用する方法も可能です。

コラム スターターキットの活用

災害の発生時や、発生が予測される場合には、市町村によって速やかに避難所が開設されます。ただし、開設直後の避難所には、必ずしも市町村職員や避難所運営者がすぐに到着できるとは限りません。

このため、避難所に最初に到着した方が迅速に受入体制を整えられるように、初動の指示書(ミッションカード)と必要な物資をまとめた「スターターキット」を事前に備えておく取組が注目されています。

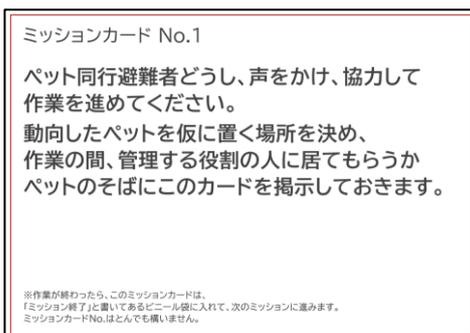


図 指示書(左)と関係書類(右)のイメージ

第4章

地域のみなんでペット同行避難対策を進めるための取組

第4章では、市町村が受入対象施設とした施設のうち、避難所において、飼い主を含む地域住民、避難所運営者、施設管理者などの関係者でペット同行避難を理解し、災害時の円滑な受入れを可能とする実効性確保のため、ペット同行避難対策を進めるための取組を示します。

第4章の取組

避難所の関係者で次の3つの取組を実施し、ペット同行避難の実効性向上を図りましょう。

取組
01

住民向けの研修を行いましょう

関係者が、どのようなことについて理解しておくべきか

取組
02

ワークショップを行いましょう

避難所において、どのような体制・整備を図れば良いか

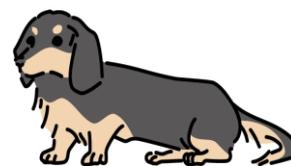
取組
03

ペット同行避難者の受入訓練を行いましょう

検討した内容をどう実践するか

1. 住民向けの研修を行いましょう

飼い主を含む地域住民、避難所運営者、施設管理者、市町村職員などの関係者が、ペット同行避難対策の基本原則について理解するために、住民向けの研修を実施しましょう。



なお、この研修には、飼い主のほか、ペットを飼っていない方にもご参加いただくことが望ましいです。

研修の概要

地域においてペット同行避難対策を進めるためには、まず関係者が、過去の災害で生じたペット同行避難や避難所での受入れに関する問題を理解し、対策が必要であることを共通認識として持つことが重要です。

その上で、「ペット同行避難に関する基本原則」や「市町村の方針」を把握し、関係者それぞれの役割を明確にしながら、対策に向けた意識を高めていく必要があります。こうした理解促進と意識づくりの場として、次のような研修の実施が望まれます。

テーマ	ペット同行避難対策の基本原則を理解しよう		
目的	過去の災害におけるペットとの避難や生活に関する問題と対策の必要性を理解するとともに、ペット同行避難対策の基本原則を学び、関係者の役割理解と意識づくりを目的とする。		
対象者	飼い主、避難所運営者(町内会・自治会等)、施設管理者、市町村職員などの関係者及び地域住民		
形式	研修形式 (講義と意見交換)	内容	<ul style="list-style-type: none">● 避難所におけるペット同行避難の問題と対策● ペット同行避難対策における基本原則● 関係者での意見交換

この研修の内容やポイントは、次のようなことがあげられます。

飼い主を含む地域住民

「飼い主を含む地域住民」は以下の内容を理解できるようにする

- ペット同行避難対策の基本原則
- ペットのしつけと健康管理の重要性
- 他の避難所利用者への配慮

避難所運営者

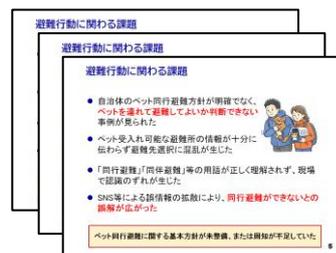
「避難所運営者」は以下の内容を理解できるようにする

- ペット受入れの基本知識
- 避難所を運営する上で気を付けるポイント
- 関係者との連携体制

研修の流れ

資料編「研修・訓練計画例」の「テーマ①:ペット同行避難対策の基本原則を理解しよう」を活用して企画・準備の流れや教材について確認しましょう。

参照 資料編 テーマ①:
ペット同行避難対策の基本原則を理解しよう



<研修当日の流れ>

01

研修概要の説明

所要:5分

【司会者】 研修の目的、実施する内容を伝え、スケジュールを説明する。

02

避難所におけるペット同行避難の問題と対策

所要:20分

1. 「避難所におけるペット同行避難の問題」について説明する。
2. 「問題に対して国や県はどのような対策をしているか」を説明する。



03

ペット同行避難対策における基本原則

所要:25分

1. 「ペット同行避難対策における基本原則」について説明する。
2. 「〇〇市のペット同行避難対策に関する基本方針」を説明する。

04

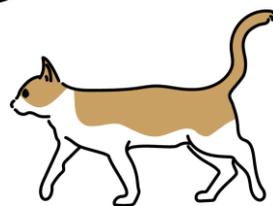
関係者での意見交換

所要:10分

1. ペット同行避難の考え方や各主体の役割について意見交換を行う。
2. 「ペットを受け入れる避難所で事前に検討すること」について説明する。
3. 「実効性を高めるための訓練」を説明する。

2. ワークショップを行いましょ

飼養場所の選定・設営方法・運営方法の具体的な検討方法として、ペットを受け入れる避難所の関係者で集まり、現地確認と意見交換を行うワークショップの実施が望まれます。



ワークショップの概要

地域でペット同行避難を進めるためには、市町村が受入対象施設とした避難所において、災害時に対応できる体制を事前に整えておくことが重要です。その際には、飼養場所の選定やペットの経路の確保に加え、限られた資材や人員でも運営できるよう、設営・整備の方法を具体的に検討しておく必要があります。

また、ペットの受入れ時の健康・衛生管理、飼い主間の役割分担、トラブル対応など、適正に管理するための体制づくりも欠かせません。

これらに関係者間で共有し、施設の特性に応じた現実的な運営方法を検討する場として、ワークショップの実施が望まれます。ワークショップでは、飼養場所の整備方法や管理体制について意見交換を行い、現地確認を踏まえて、避難所で実際に運用可能な形へと整理していきます。

テーマ	〇〇避難所におけるペットの受入れ・管理の体制づくり		
目的	ペットを受け入れる避難所において、その特性を踏まえた適切な受入・管理体制を整理・検討することを目的とする。		
対象者	飼い主、避難所運営者(町内会・自治会等)、施設管理者、市町村職員などの関係者		
形式	ワークショップ形式 (現場確認とワークショップを通じた意見交換)	内容	<ul style="list-style-type: none">● ペットを飼養する場所の選定● 飼養場所の設営・整備方法の検討● 飼養の運営・管理体制

この研修の内容やポイントは、次のようなことがあげられます。

避難所の特性を踏まえた検討

- 避難所の構造・立地・設備などの特性を事前に確認する
- 実際に避難してくる可能性のあるペットの種類・頭数・飼養形態などを検討する
- 施設ごとの現実に即した受入方法・経路・配置を検討する
- 一律のマニュアルではなく、現地対応の工夫を反映することが重要である

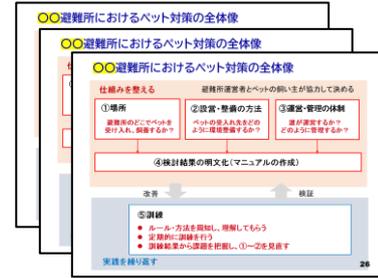
現実的な解決策を見出すワークショップ

- 飼い主、避難所運営者、施設管理者など関係者それぞれの意見を尊重する
- 情報共有と意見交換を重ねながら、無理のない対応案をまとめる
- 事前に具体的な検討を行うことで、災害時の混乱を防止できる

ワークショップの流れ

資料編「研修・訓練計画例」の「テーマ②：〇〇避難所におけるペットの受入れ・管理の体制づくり」を活用して企画・準備の流れや教材について確認しましょう。

参照 資料編 テーマ②：
〇〇避難所におけるペットの受入れ・管理の体制づくり



<研修当日の流れ>

01 研修概要の説明

所要:5分

【司会者】 本研修の目的、実施する内容を伝え、スケジュールを説明する。

02 現地調査+ワーク ペットを飼養する場所の選定

所要:80分

1. 「ペットを飼養する場所を選定する上でのポイント」について確認する。
2. 事前に絞っておいた候補場所について「関係者全員で現地調査」をし、どこがよいか「意見交換ワーク」をする。



03 ワーク 飼養場所の設営・整備方法の検討

所要:35分

1. 飼養場所について、類似事例ではどのように設営していたかを確認する。
2. 飼養場所をどう設営するか「関係者で意見交換ワーク」をする。

04 ワーク 飼養の運営・管理体制

所要:30分

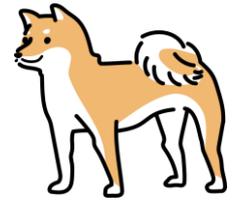
1. 「飼養ルール」について、ひな形をもとに加筆等すべき点がないか意見交換ワークをする。



ワークショップでは、飼養場所の選定や設営・整備の検討といった複数の課題について、必ずしも1日ですべてを実施する必要はありません。参加者の都合や進行状況に応じて、内容を複数日に分けて実施することも可能です。柔軟に日程を調整しながら、関係者同士で話し合うことが重要です。

3. ペット同行避難者の受入訓練を行いましょう

飼養場所の選定・設営方法・運営方法の検討がある程度進んだ段階で、災害発生時を想定した、ペット同行避難者を円滑に受け入れるための訓練を実施しましょう。



検討した内容の確認や改善には、定期的な訓練が必要です。

訓練を通じて飼い主が平時からどのような備えをしておくべきかを意識することも重要です。

訓練の概要

ペット同行避難対策は、発災直後の混乱した状況において、関係者が事前に想定した手順どおりに行動できるかどうか、円滑な受入れや避難所運営に大きく影響します。そのため、飼い主受付の実施や飼養場所の設営、受入れから収容までの流れを、実際の手順として事前に確認しておくことが重要です。こうした訓練を行うことで、役割分担や連携に関する課題を把握し、改善につなげることができ、結果として対策の実効性を高めることができます。

このため、次に示すような内容を含む実践的な訓練の実施が望まれます。訓練では、検討した体制が実際に機能するかを確認するため、受付手順や飼養場所の設営、誘導の流れなどを体験し、課題を洗い出して改善につなげます。

テーマ	〇〇避難所におけるペット同行避難者の受入・運営訓練		
目的	「テーマ② 〇〇避難所におけるペットの受入れ・管理の体制づくり」のワークショップで整理した体制や手順に基づき、飼い主受付と飼養場所の設営を行い、ペット同行避難者を受け付け、飼養場所へ案内し、ペットを収容するまでの流れを、実践的に確認することを目的とする。		
対象者	飼い主、避難所運営者(町内会・自治会等)、施設管理者、市町村職員などの関係者		
形式	実働訓練形式 (活動の実施)	内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 訓練内容の確認 ● ペットを飼養する場所の設営訓練 ● 設営した場所へのペットの受入訓練 ● 訓練の振り返り

この訓練の内容やポイントは、次のようなことがあげられます。

検討・整理結果を
踏まえて実施すること

- これまでに整理した受入方法や経路、役割分担などを実際の行動に落とし込む
- 「やってみて考える」姿勢を取り入れ、現場感覚での検証を行う

確認・実践・見直しを
繰り返すこと

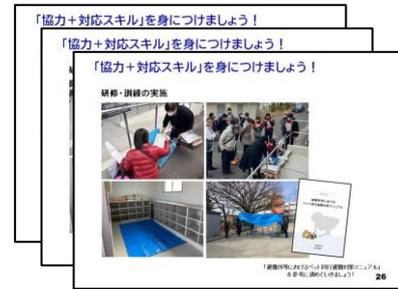
- 「やってみる」「確かめる」「見直す」を基本の流れとする
- 実践力を身につけるとともに、課題や改善点を明確にし、より良い体制へとつなげる

訓練の企画・実施の流れ

資料編「研修・訓練計画例」の「テーマ③：〇〇避難所におけるペット同行避難者の受入・運営訓練」を活用して企画・準備の流れや教材について確認しましょう。

参照

資料編 テーマ③：
〇〇避難所におけるペット同行避難者の受入・運営訓練



<研修当日の流れ>

01

説明「訓練内容の確認」

所要:5分

1. 実施する訓練の目的、内容、スケジュール等について確認する。

02

実働訓練「ペットを飼養する場所の設営訓練」

所要:60分

1. 避難所で検討した結果をまとめた「避難所ペット対応手順書」をもとに、ペットを飼養する場所の設営を行う。

03

実働訓練「設営した場所へのペットの受入訓練」

所要:30分

1. 設営したペットを飼養する場所に実際に飼い主を受け入れて、ペットを収容する。



04

ワーク「訓練の振り返り」

所要:25分

1. 訓練で実施した内容について、参加者同士で振り返る「ワーク」を行う。
2. 「避難所ペット対応手順書」については、訓練の結果、改善が必要と判断された箇所があれば、内容を修正する。

訓練では、必ずしも生体を使う必要はなく、また、検討した体制のすべてを一度に実施する必要はありません。参加者の都合や進行状況に応じて、内容を複数日に分けて実施することや、体制整備が一部できた段階で、その内容を基にした訓練を実施することも可能です。

避難所におけるペット同行避難対策推進の手引き

発行年月	2026年3月
作成	愛知県防災安全局防災部災害対策課
監修	特定非営利活動法人アナイス
